福祉用具購入費に関するＱ＆Ａ

Q

質問　以前購入したポータブルトイレのバケツ部分だけが壊れてしまったが、バケツ部分のみの購入でも福祉用具購入費として申請できますか？

A

お答え　バケツ部分のみ単品で計上されている場合でしたらそのパンフレットと、バケツ部分のみ購入した理由書を提出していただければ支給対象となります。もし、バケツのみの値段が不明な場合は、按分できないため支給対象として認められません。

Q

質問　福祉用具を購入し銀行で払込書にて納金したのですが、現金払いと同じように福祉用具購入費として申請できますか？他に必要となる書類等はありますか？

A

お答え　福祉用具購入費として申請を行うには、銀行での払込書の他に、福祉用具販売事業者が発行した領収書が必要となります。

Q

質問　浴槽内のいすと、入浴台を購入しました。購入後取扱説明書を見たところ、入浴台は浴槽内のいすとしても利用できると記載されていました。限度額管理期間内に、同一種類の福祉用具購入費を重ねて支給することはできないということを耳にしました。この場合、用途はちがうものですが、一つしか申請できないのですか？

A

お答え　２種類の用途がある場合でも、それぞれ理由があって利用する目的が違う場合でしたら、両方とも福祉用具購入費の支給対象になります。少しでも不安を感じましたら、各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当にご相談ください。

Q

質問　福祉用具購入費支給申請のあとに購入した金額を支払うことは可能ですか？

A

お答え　申請に必要な書類の中に「領収書」の提出を必ずとしているので、必ず金額を支払ったあとに申請をしてください。

また、受領委任払い制度を利用いただきますと、最初から自己負担分（１割分）のご負担で福祉用具の購入が行えます。受領委任払い制度の利用をご検討される場合は、各区役所高齢・障害課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当にご相談ください。